

農地の貸借を 進めましょう!



- 農地中間管理事業とは、(一社)東京都農業会議が、農地所有者の方から農地を借り受け、その農地を規模拡大を目指している認定農業者・認定就農者等や新規就農希望者などの担い手に貸し出す事業です。
- 市街化区域以外の農地の利用集積(貸借など)は、農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画による利用権設定を廃止し(2年間の経過措置あり)、農地中間管理事業により進められることになりました。



農地を貸したい人の 安心! 確実! な8つのメリット

安心・確実の 4つ

- 1 法律に基づく安心の貸借です。
- 2 貸付終了後は、確実に農地が返還されます(更新も可)。
- 3 有償の貸借の場合は、賃料が確実に支払われます。
- 4 手数料等は一切かかりません。

便利で幅広 くの 4つ

- 1 (一社)東京都農業会議が農地をいったん保有(最大2年間)し貸付先を探すこともできます。
- 2 当事者間の直接の交渉が不要です。
- 3 面倒な貸借手続きが無償で代行されます。
- 4 共有農地でも、共有持分の2分の1を超える同意があれば最長40年までの期間で貸借ができます。



荒れた農地や十分管理されていない農地を放置すると、固定資産税の評価額が変更され引き上がる場合があります



制度を利用した方が安心できそうだ。

農地を

貸す

までの

4つの
ステップ

- 1 市町村、農業委員会または(一社)東京都農業会議にご相談の上、貸付けの希望をお伝えください。
- 2 農地の状況の確認を行います。
貸付けを希望する農地の現状・利用状況・権利関係についての確認や希望する賃料・貸借期間などをお伺いします。
※確認の結果、借受けができないことがあります。
- 3 市町村等と連携し、借りたい人とのマッチングを行います。
- 4 マッチング成立後、貸借の手続きを行います。



農地を借りたい人の 安心！便利！な5つのメリット

1 借り受ける農地を
探す手間が省けます。

2 農地所有者との交渉は
(一社)東京都農業会議が
行います。

3 面倒な手続きが
無償で行えます。

4 口座引き落としにより
賃借料の支払いとなります。
(引落し手数料は無料です)

5 農地所有者の意向によっては、
賃借料を払わない契約(使用賃借)を
することもあります。



私たちが貸したい人との間に入るため、
賃借期間中は安心して耕作できます。

それは頼りになります！
農業に専念して規模拡大するぞ！



農地を
借りる
までの
3つの
ステップ

1 市町村、農業委員会または(一社)東京都農業会議に
ご相談の上、借受けの希望をお伝えください。

2 市町村と連携し、農地のマッチングを行います。
貸付けに向けた協議を行います。

主な貸付け
の基準

- ① 将来の農業を担うものなどであること。
- ② その農地の全部を効率的に耕作することが認められること。
- ③ 農作業に常時従事できる者であること。 など

3 マッチング成立後、貸借の手続きを行います。

農地は荒らさずに！

耕作を続けることが困難な農地をお持ちの場合は農地の貸借について早めにご相談ください。

- **農地の所有者などは農地を適正に利用する「責務」があります**

農地法1条には「農地は国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源」であることが明記され、農地を所有している者など（農地を借りて耕作している者など含む）は、「農地を適正かつ効率的に利用しなくてはならない責務」があると農地法2条の2に規定されています。

- **法律により手続きをせずに農地の貸借を行っては いけません**

手続きをしない農地の貸借は、法律違反となります。農地中間管理事業など正しい手続きで安心できる農地の貸借をしましょう。

- **令和5年4月に農地中間管理事業法の一部改正が施行されました**

- **地域計画の区域内において農地中間管理事業を重点的に実施します**

- **市街化区域以外の農地の利用集積（貸借など）は、農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画による利用権設定を廃止し（2年間の経過措置あり）、農地中間管理事業により進められます**

お問い合わせ先

市役所・町村役場 農業担当課もしくは**農業委員会**
または、**一般社団法人 東京都農業会議（農地中間管理機構）**まで

連絡先：一般社団法人 東京都農業会議

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-25-3

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階

TEL:03-3370-3047/FAX:03-3379-7627

E-mail:chukan@tokaigi.com

2023.5

R270

VEGETABLE OIL INK